

成長する市場、進む規制緩和、新たな義務と責任一。
取引先と労働者からのコンプライアンス要請には、この一冊で対応!

人材 サービスの 実務

派遣・紹介・請負 アウトソーシング

■編集：人材サービス実務研究会

■編集代表：岩出 誠（弁護士）

派遣先・派遣元の義務と責任

求人・募集・採用

紹介予定派遣

解雇、雇止め

契約書式例

中途解約

改正下請法

賃金、労働時間

外国人労働者

休日・休暇等

助成金・給付金

労働安全衛生

情報セキュリティ

セクハラ・差別防止

労使トラブル予防・対応

人事・労務管理の基礎知識



■B5判・加除式・全2巻
定価 18,000円＋税



目次構成

第1編 総論

第2編 Q&A

第1章 人事・労務管理の基本知識

- 第1節 求人・募集
- 第2節 採用・雇用契約
- 第3節 退職・解雇

◆中途退社を理由に社員に損害賠償を請求できますか

- 第4節 賃金
- 第5節 労働時間
- 第6節 休日、休暇、休業
- 第7節 労働安全衛生
- 第8節 女性、年少者、高齢者、障害者、外国人
- 第9節 労働・社会保険
- 第10節 雇用の安定を目的とした給付金制度
- 第11節 労使間・企業間トラブルの予防・対応

◆就業規則・労使協定・労働協約の関係はどうなっているのですか。

- 第12節 情報セキュリティへの対応
- 第13節 人材サービスに関連する知的財産権(労働知財)

第2章 労働者派遣

- 第1節 労働者派遣とは
- 第2節 業務の範囲
- 第3節 事業実施のための許可・届出制度
- 第4節 労働者派遣契約
- 第5節 派遣元事業主の義務と責任
- 第6節 派遣先の義務と責任
- 第7節 違反行為による罰則等

◆違法行為を行う事業者に対する行政措置にはどのようなものがありますか

- 第8節 労働者派遣事業の手続き
- 第9節 労働者派遣のトラブル予防・対応

◆「派遣先でセクハラを受けた」という報告を受けた場合どのように対応すべきですか

- 第10節 労働者派遣と税務

第3章 職業紹介・人材紹介

- 第1節 職業紹介とは
- 第2節 取扱職業と地域の範囲

- 第3節 事業の許可・届出
- 第4節 紹介業務
- 第5節 職業紹介手数料
- 第6節 職業紹介責任者
- 第7節 他の事業との兼業
- 第8節 違反行為による罰則等
- 第9節 職業紹介事業に関する手続き
- 第10節 職業紹介のトラブル予防・対応

◆「約束された労働条件と異なる」というトラブルを防ぐためにはどうすればよいですか

第4章 紹介予定派遣

◆紹介予定派遣とはどのようなしくみですか。

◆紹介予定派遣契約にはどのような事項を記載すればよいですか

第5章 業務請負・アウトソーシング

◆請負(業務委託)契約では契約書にどのような事項を記載すればよいですか

〈契約書式例 (実例+アドバイス)〉
・ソフトウェア開発委託基本契約書
・製造等請負基本契約書

第6章 教育・訓練、就業支援

第3編 関係法令

- 第1章 労働契約法・労働基準法関係
- 第2章 職業安定法関係
- 第3章 労働者派遣法関係
- 第4章 男女雇用機会均等法関係
- 第5章 パートタイム労働法関係
- 第6章 労働安全衛生法関係
- 第7章 雇用対策法関係
- 第8章 個人情報保護法関係
- 第9章 下請代金支払遅延等防止法関係
- 第10章 不正競争防止法関係
- 第11章 公益通報者保護法関係

第4編 需給調整関係業務要領

- 第1章 労働者派遣事業関係業務取扱要領
- 第2章 職業紹介事業の業務運営要領
- 第3章 労働者募集業務取扱要領

実際に迷いやす
簡潔なAと詳しい
説明しています。

第2

◆ 労働者派遣と請負

Q 当社では近年、外注化が進んでいます。委託した業務と同じような働き方になっていないか、委託を利用する場合、どのような点に注意する必要がありますか。

A 注文主(委託者)は、労働者派遣にはあたらないと認められるには、下記のとおりです。

解説

1 労働者派遣と請負

事業者が事業の一部を他の事業者(労働者派遣)に委託し、労働者派遣とは、「自己の指揮命令を受けて、当該他の派遣法2条1号)。

これに対し、請負とは、労働者派遣法(民法632条)、委託とは、労働者派遣法(民法656条)をいいます。

請負と委託とは、仕事の内容から、以下、請負を例にとり

〔人材サービス〕

関連イメージ図や
ワンポイントアドバイ
ズを多用し、理解を
助けています。

参考裁判例や
根拠法令を
明示しています

いQを設け、
い解説で

2章 第1節 労働者派遣とは

・委託とはどのような関係にありますか

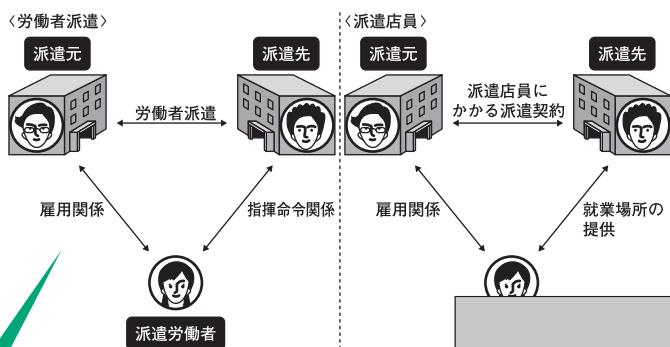
外部業者に会社の業務を委託することが多くなってき
た外部業者が当社の社内で業務を行うなど、派遣社員
にしている場合も見受けられますが、このような請負や委
託の点に留意すべきです。

が労働者に対して指揮命令を
行いませんが、違法派遣、すなわち
の通達の要件を充足する必要があります。

主要法令の条文に
続けて、関連する
令・則や委任・罰則
事項を一体として
確認できるよう
編集しています。

第2章 第1節 労働者派遣とは

図3：労働者派遣と派遣店員



たとえば、派遣店員に関する出退勤や休憩時間にか
は、派遣先の事業主や従業者等に委任される場合があ
る。を通じて、実質的に派遣先が派遣店員に指揮命令を
行い、派遣先の事業主や従業者から派遣元の事業とは無関係の業
務が行われてはなりません。



派遣店員のケースにとくに注意

派遣店員の場合、派遣先が指揮命令を及ぼしていた
事業主に対し、派遣店員の法的性質についての周知徹
りします。

参考法令等

- ・労働者派遣法21（労働者派遣の意義）
- ・職業安定法44（労働者供給事業の禁止）

職業安定法

うとする者又は有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、当該取扱職種の範囲等を変更
すべきことを命ずることができる。

【則】第二十四条の四（法第三十二条の十二に関する事項）

- 法第三十二条の十二第一項の規定による届出をしようとする者は、有料職業紹介事業
取扱職種範囲等届出書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の届出書の内容に基づき、有料許可証を書き換えるものとし、
当該届出をした者が現に有する取扱職種の範囲等を定め又は変更した事業所に係る有料
許可証と引換えに当該書換え後の有料許可証を交付するものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、法第三十二条の十二第三項の規定により、有料の職業紹介事業を行
おうとする者又は有料職業紹介事業者に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令しよう
とするときは、取扱職種範囲等変更命令通知書（様式第六号の二）により通知するもの
とする。

（取扱職種の範囲等の明示等）

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情
の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求
職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、
厚生労働省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。
委任 第一の「厚生労働省令」＝〈本法施行規則〉二四条の五第一項、第二の「厚生労働
省令」＝同二四条の五第二項―四項

【則】第二十四条の五（法第三十二条の十三に関する事項）

法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係る
ものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

規定による明示は、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した
りかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の
があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合
き事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）を
以外の方法により明示したときは、この限りでない。

書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合におい
き者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計
（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の
いう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計
で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、
る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続
じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられ
方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる
できるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合

契約書式例

契約書式例には
作成上の留意点も
付記しています。

◆ 業務委託基本契約書

（＊は作成上の留意点）

株式会社〇〇〇〇（以下、甲という）と、株式会社△△（以下、乙という）とは、甲
の注文にかかる委託業務の処理について、次の通り業務委託契約（以下、本契約とい
う）を締結する。

- *1 これらの委託や下請内容によっては、下請代金支払遅延等防止法の適用を受
けることがあります（同法2条。具体的な判断基準等については、「下請代金支
払遅延等防止法に関する運用基準」第2を参照）。

なお、適用を受ける場合には、支払いの遅延防止（同法2条の2）、一定の内
容を記載した書面交付（同法3条）等の規制を受けることになります。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し次に掲げる業務（以下、本契約業務という）を委託し、乙は
これを引き受け、誠実に処理して履行する。

業務委託の対象：

- 1 人材サービス事業者およびサービス利用企業の視点から、実務上疑問となる事項に関する約230のQ&Aを設け、事例や判例、通達等を踏まえ、わかりやすく解説しています。
- 2 トラブル予防のために策定が望ましい「労働者派遣基本契約書」や「製造等請負基本契約」「就業規則例」などの書式例を掲載しています。
- 3 主要法令は、法条文ごとに施行令・施行規則を関連付けて参照できるよう編集し、最新ガイドラインや業務要領も掲載しています。

「購入・検討したいけれど…」というお客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◆加除式書籍とは、書籍(台本)の内容を最新の状態に保つために、法令改正・事例追加等に伴う内容補正の追録(補正・追加が必要な頁・冊子／有料)を発行し、お客様のお手元の書籍(台本)の該当頁と差し替えていただく形態の書籍です。
- ◆加除式なら追録の迅速な発行により、常に最新の情報がお手元に届きますので、改正・増補を見落とすことはありません。末永く、安心してご利用いただけます。

追録は購入しなければならないの？

- ◆加除式のメリットは、最新の内容で常にご利用いただけることです。台本購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしております。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品に綴り込んでいる「利用規約(規程)」にご案内しております。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

商品を手にとって検討したい…

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様には、便利な無料試読サービスをお勧めします。商品そのものをお届けし、内容をご確認・ご検討いただける安心のシステムです。ご希望は下記フリーダイヤルまでご連絡下さい。

末永く、安心してご利用いただくために

- ◆書籍のページが欠落してしまった、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合はお気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡下さい。弊社社員がメンテナンスにお伺いします。

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

TEL. 0120-203-694
FAX. 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは

<http://www.daiichihoki.co.jp>

〈クレジットカードでもお支払いいただけます。〉

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

第一法規 株式会社

本社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 TEL 03-3404-2251 (大代表) FAX 03-3404-2269

北海道支社 [北海道]

札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社 [青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島]

仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社 [東京・千葉・神奈川・山梨]

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社 [茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野]

さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所 [新潟・長野]

長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社 [富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重]

名古屋市中区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社 [福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山]

大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

中四国支社 [鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知]

岡山市柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15F 〒700-0904

九州支社 [山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄]

福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

沖縄営業所 [沖縄]

那覇市泉崎1-18-7 泉屋ビル2F 〒900-0021



担 当



〈614910〉 〈0812〉

人材サービス (614917) 2008.12 HK